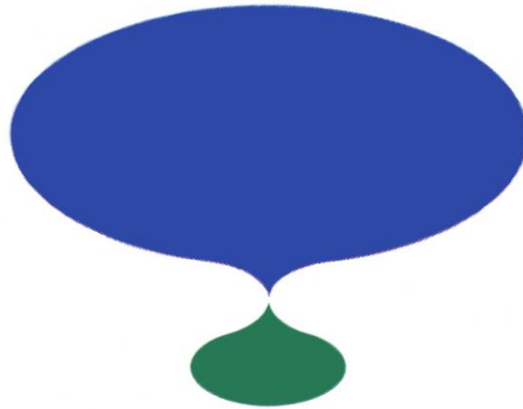


令和 7 年度 水 質 検 査 計 画



湖南省上下水道事業所 上下水道課

水道検査計画とは

水質検査は、水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水道水における水質管理の中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適性を確保するために、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況等について総合的に検討し、採水地点、検査項目、検査頻度等を定めたものです。

水質検査計画内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水・浄水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目と検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査計画の評価
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

湖南省では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえて水質検査計画を策定します。また計画に基づいて実施した検査の結果を公表し、水道水が安全で良質であることをご理解いただけるよう、よりよい検査計画の策定を目指します。

目 次

	ページ
1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水道原水・浄水及び水道水の状況	3
4. 検査地点	3
湖南省水質検査地点（図－1）	4
5. 水質検査項目と検査頻度	5
6. 臨時の水質検査	9
7. 水質検査方法	9
検査頻度給水栓浄水1（朝国系 表－1）	10
検査頻度給水栓浄水2（低区 表－2）	11
検査頻度給水栓浄水3（正福寺系 表－3）	12
検査頻度給水栓浄水4（菩提寺系 表－4）	13
検査頻度給水栓浄水5（高区 表－5）	14
検査頻度給水栓浄水6（中区 表－6）	15
検査頻度浄水場浄水（妙感寺 表－7）	16
検査頻度浄水場浄水（東河原 表－8）	17
検査頻度浄水場原水（妙感寺 表－9）	18
検査頻度浄水場原水（東河原 表－10、11）	19
水質管理目標設定項目（表－12）	21
毎日検査項目（表－13）	21
その他の項目（表－14）	21
水質管理目標設定項目（No.15 農薬類）（表－15）	22
8. 水質検査計画及び検査結果の公表	24

9. 水質検査計画の評価	24
10. 水質検査の精度と信頼性保証	24
11. 関係者との連携	24

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓（蛇口）（以下『給水栓』と言う。）に加えて原水、ろ過水および浄水とする。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と、検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目およびお客様に供給されている水道水が安全で良質であることを確認するために湖南市が独自で行うその他の検査項目とする。
- (3) 検査頻度は、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定める。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

① 給水区域

給水区域は、湖南市内で標高175m以下の区域。ただし、宝来坂・岡出地区については標高190m以下の区域、東寺・西寺地区については標高197m以下の区域（ただし、一部の地区については標高215m以下の区域）、三雲の一部の地区については、標高230m以下の区域、針および平松の一部の区域については、標高250m以下の区域、岩根の一部の区域については、標高180m以下の区域。

② 給水人口 54,019人（令和5年度）

③ 普及率 99.9%（令和5年度）

④ 一日最大配水量 20,307立方メートル（以下『 m^3 』）（令和5年度）

⑤ 一日平均配水量 18,798 m^3 （令和5年度）

(2) 水源の名称及び種類

名 称	種 類	取水地点
妙感寺水源	表流水	湖南市三雲字大納言 1703-2
東河原水源	地下水	湖南市石部口二丁目 254 908-3 901-1
県受水	浄水（県営湖南水道用水） 水源・・・琵琶湖	受水場2箇所 受水池1箇所

(3) 施設名称及び処理方法

① 浄水施設

施設名	水源	能力	処理方法
妙感寺浄水場	荒川・・・1箇所	1,500 m ³ /日	迂流式攪拌、薬品沈澱池、急速ろ過、前塩素及び中塩素処理
東河原浄水場	深井戸・・・3眼	1,300 m ³ /日	エアレーション、薬品沈澱池、急速ろ過、前塩素処理

② 受水施設

施設名	能力	所在地
正福寺受水場	1,080 m ³	湖南省正福寺字榎 10-21
菩提寺受水場	1,300 m³	湖南省菩提寺字南太平 566-2
朝国受水場	4,500 m³	湖南省朝国字橋下 473
宮の森受水場	1,500 m ³	湖南省宮の森 1丁目 19-10
雨山低区配水池（受水池）	3,000 m ³	湖南省石部字雨山 3887-25

令和5年4月～
滋賀県企業庁へ移管

③ 配水施設

施設名	能力	系列	送水元
妙感寺配水池	940 m ³	妙感寺系	妙感寺浄水場
妙感寺加圧配水池 1号 2号	400 m ³ 400 m ³		正福寺受水場 朝国受水場
正福寺配水池	3,800 m ³	正福寺系	正福寺受水場
美松配水池	303.5 m ³	美松系	
ワンワン山配水池 1号 2号	1,338 m ³ 3,000 m ³	朝国系	朝国受水場
菩提寺配水池	2,830 m ³	菩提寺系	菩提寺受水場
雨山高区配水池	800 m ³	高区	雨山低区配水池
雨山中区配水池	616 m ³	中区	宮の森受水場
雨山低区配水池	3,000 m ³	低区	県受水

3. 水道の原水・浄水及び水道水の状況

(1) 原水・浄水の状況

① 妙感寺水源（表流水）

大納言の周囲を山で囲まれており人的な汚染は少ないが、降雨時には濁度が急上昇するため、濁度が15度以上になった場合は取水を停止し正福寺受水場及び朝国受水場（県受水）からの水に切り替えている。また、水道原水に毒物などが混入していないことを24時間自動監視し、万が一毒物の混入が認められたとき、早期に異常を知らせる装置（バイオアッセイ）を導入し危機管理の強化を図っている。

② 東河原水源（深井戸1. 2. 3号井）

人的な汚染は少ないが、自然由来による鉄およびマンガンが多く含まれており、揚水後急速ろ過法で対応している。また、当該地域の特性として地質の影響を受けフッ素およびヒ素がわずかに含まれており、平成20年度にヒ素を除去する目的で凝集沈澱池を新たに設けている。休止していた2号井については、令和4年度の更新工事完了にともない令和4年10月に運用開始しました。3号井については、揚水量の低下に伴い休止している。

③ 県受水

湖南市では95%を滋賀県湖南水道用水から受水しているため人的汚染は極めて少ないが送水の末端施設となることから残留塩素濃度には注意を払っている。特に夏場に低下が見られるため、適時追塩を行って対応している。

(2) 水道水の状況

水道水は、これまでの検査結果より水質基準を充分満たしていることから、安全で良質な水を届けられている。

4. 検査地点

(1) 給水栓（図－1）

配水系統ごとに検査地点を設け、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所を選定する。

令和7年度の予定検査地点

朝国系・・・岩根南陽台採水用給水栓、

菩提寺系・・・サイドタウン二丁目採水用給水栓

正福寺系・・・北山台三丁目採水用給水栓、高区・・・東寺二丁目採水用給水栓、

中区・・・石部西一丁目採水用給水栓、低区・・・石部緑台二丁目採水用給水栓

さらに水道法に基づく1日1回行う検査は、毎日各配水系統1箇所以上で行う。

(2) 浄水場および水源（図－1）

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、妙感寺系原水は、妙感寺取水口で採水し、その他は浄水場で採水する。

湖南省 水道検査地点

図-1 湖南省 水質検査地点



- ① 妙感寺取水口(妙感寺系原水)
- ② 妙感寺浄水場(妙感寺系浄水)
- ③ 岩根南陽台(朝国系浄水)
- ④ サイドタウン二丁目(菩提寺系浄水)
- ⑤ 北山台三丁目(正福寺系浄水)
- ⑥ 東河原浄水場(東河原原水)
- ⑦ 東河原浄水場(東河原浄水)
- ⑧ 東寺二丁目(高区浄水)
- ⑨ 石部西一丁目(中区浄水)
- ⑩ 石部緑台二丁目(低区浄水)

5. 水質検査項目と検査頻度

水質検査の項目

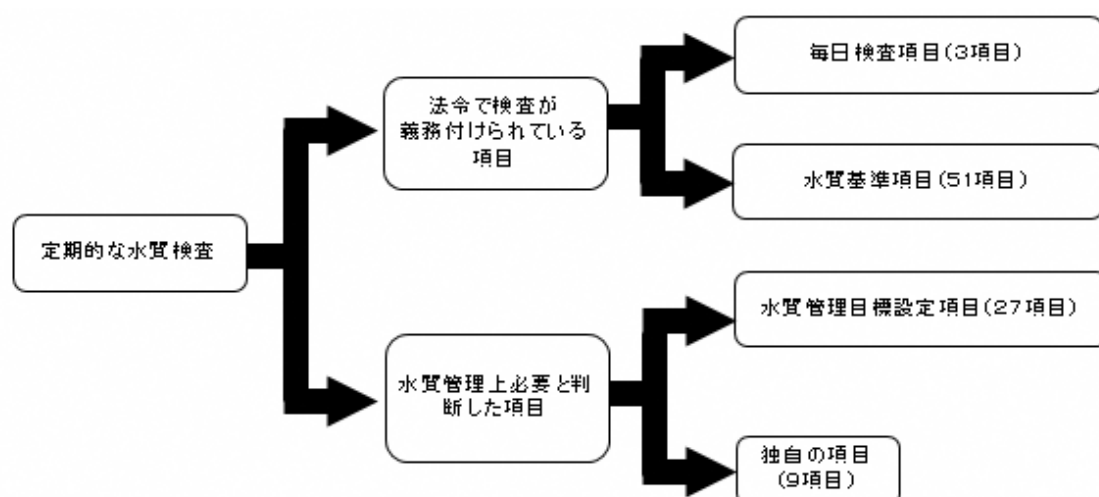
毎日検査項目とは、給水栓で毎日検査を行うことが法令で義務づけられている項目。

水質基準項目とは、基準値以下で給水することが法令で義務づけられている項目。
(法令で定められた採水場所に適合する地点で検査を行う。)

水質管理目標設定項目とは、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目。

その他の項目とは、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目で、水質管理目標設定項目以外の項目。

《湖南省水質検査 検査項目》



(1) 給水栓

毎日検査項目（3項目）（表－8）

色、濁りおよび消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、法令に基づき1日1回の検査を実施する。

水質基準項目（51項目）

① 毎月、検査を実施する項目

正福寺系、朝国系、菩提寺系 高区、中区、低区

法令等で定められている9項目は、1ヶ月に1回検査を実施する。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、味、pH値、臭気、色度、濁度

表－1

② 年に4回、検査を実施する項目

ア) 正福寺系、菩提寺系、高区、中区

法令等で定められている12項目と、水質が良好であることを確認する

28項目は、1年に4回検査を実施する。

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類

表-1

イ) 朝国系、低区

法令等で定められている12項目と、水質が良好であることを確認する

2項目は、1年に4回検査を実施する。

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、アルミニウム及びその化合物、非イオン界面活性剤

表-2

③ 臭気物質の検査項目

臭気物質については、発生時期(6月~9月)に1ヶ月に1回と12月と3月に検査を実施し、その他は必要に応じて検査する。

正福寺系、朝国系、菩提寺系 高区、中区、低区

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

(表-1,2,3)

④ 年に1回、検査を実施する項目

ア) 正福寺系、菩提寺系、高区、中区

水質基準51項目のうち①、②-ア、③を除く項目は、1年に1回検査を実施する。上記系統では、該当項目はなし。

イ) 朝国系、低区(石部西二丁目)

水質基準51項目のうち①、②-イ、③を除く項目は、1年に1回検査を実施する。

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類

表-2

これらの項目は、過去3年間の水質検査結果からその濃度が、基準値の1/10以下のため検査頻度を3年に1回に緩和できますが、水質が良好で安全な水であることを確認するため1年に1回検査を実施する。

水質管理目標設定項目

- ① 水質管理目標設定項目は、23項目(表-11)を1年に2回検査を実施する。(尚、No.17,18,22,24,25,26,30は水質基準項目と重複している項目で、さらに高い水道水の目標値が設定されている。)
- ② No.31は1年に1回検査を実施する。
- ③ その他必要な項目があれば本市独自で選定し、その都度実施する。

(2) 浄水場

- ① 水質基準は法令等で、給水栓で評価するものと定められていますが、浄水場から送り出す水質も水質基準を満たす水でなければならず、そのことを確認するため、水質基準項目（51項目）の検査を1年に1回以上実施する。

（表－7,8）

② 水質管理上必要なものの検査項目と頻度

ア) 水質管理目標設定項目については、浄水場ごとの特性から必要と考えられる項目および頻度を設定し検査を実施する。

（表－11）

イ) 水質管理目標設定項目 No.15 農薬類（115種類）の検査については、農薬使用時期（9月）に実施する。

（表－14）

ウ) 水源種類が表流水である妙感寺浄水において、クリプトスポリジウムおよびジアルジアの検査を1年に2回実施する。

（表－13）

(3) 水 源

- ① 水質基準項目（51項目のうち、項目 No.21 から No.31、No.48を除く）39項目の検査を1年に1回以上実施する。

（表－9,10）

② 水質管理上必要なものの検査項目と頻度

ア) その他の項目については、水源ごとの特性から必要と考えられる項目および頻度を設定し検査を実施する。

（表－13）

イ) 水源種類が表流水の妙感寺水源は、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を3ヶ月に1回実施し、クリプトスポリジウム等対策指針に沿って1ヶ月に1回の頻度で指標菌の検査を実施する。

水源種類が地下水である東河原水源においては、クリプトスポリジウム等対策指針に沿って3か月に1回の頻度で指標菌の検査を実施し、安全性の確認のためクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を1年に1回実施する。

（表－13）

ウ) 上流に砂防ダムのある妙感寺水源は、藻類の指標となるクロロフィル a およびフェオフィチンの検査を、砂防ダム・取水口・沈澱池流出口で発生時期（6月～9月）に実施する。また藻類による浄水処理への影響を確認するた

め生物の発生状況を取水口・沈澱池流出口で1週間に1回以上顕微鏡検査を行う。

(表－13)

エ) 東河原水源では、アンモニア性窒素及び溶性ケイ酸の検査を3ヶ月に1回実施する。

(表－13)

オ) 東河原浄水では、溶性ケイ酸の検査を3ヶ月に1回実施する。

(表－13)

6. 臨時の水質検査

水源等の水質に異常が確認され、水質基準を満たさない恐れがある時は、直ちに取水を停止するなど必要な措置をとるとともに、水源や配水池、給水栓など必要な地点で採水し、安全が確認されるまで臨時の水質検査を行う。また、事故、災害により配水管で異常が見られた時にも臨時の水質検査を行う。

7. 水質検査の方法

水質基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウムおよびジアルジア、指標菌、クロロフィル a およびフェオフィチン、アンモニア性窒素および溶性ケイ酸の検査は厚生労働大臣の登録水質検査機関（水道法第20条3）に委託し、また、毎日検査項目、生物顕微鏡検査は、上水試験方法等によって施設維持管理委託業者が行う。

検 査 頻 度 給 水 栓 浄 水 1 (朝国系)

表-1

区 分	項目 No.	項 目	基準値	過去3年 最高値 ※1	令和7年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等
			(mg/l)			
健康に 関する 項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	2	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基02 大腸菌	検出されないこと	不検出	12	
	無機物質・ 重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	安全性を確認するため ※2
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため ※2
		基08 六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	1	
		基09 亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	1	安全性を確認するため
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4	
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.07	1	安全性を確認するため ※2
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08	1	
		基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	安全性を確認するため ※2
		基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	
	一般有機 化学物質	基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	安全性を確認するため ※2
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	1	
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	
		基21 塩素酸	0.6以下	0.15	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
	消毒 副生成物	基22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4	
		基23 クロロホルム	0.06以下	0.016	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基24 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003	4	
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため ※3
		基26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4	
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	0.026	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.007	4	
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008	4	
		基30 ブロモホルム	0.09以下	<0.001	4	
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	
水道水が 有すべき 性状に 関する 項目	色	基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため ※2
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.08	4	
		基34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	1	性状を確認するため
		基35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	
	味覚	基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	8.8	1	安全性を確認するため ※2
	色	基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	1	
	味覚	基38 塩化物イオン	200以下	14.6	12	性状を確認するため
		基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	38	1	
		基40 蒸発残留物	500以下	68	1	省略不可項目(基本1回/月)
		基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	
	におい	基42 ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	6	安全性を確認するため ※2
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000002	6	
	発泡	基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4	発生時期(6～9月)に1回/月と 12月と3月に行います
	におい	基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	1	
	味覚	基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.9	12	安全性を確認するため ※3
	基礎的性状	基47 pH値	5.8～8.6	7.92	12	
		基48 味	異常でない	異常なし	12	
		基49 臭気	異常でない	異常なし	12	
		基50 色度	5度以下	<1	12	
		基51 濁度	2度以下	<0.1	12	

- ※ 1 令和4年度から令和6年度までの検査結果の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。
- ※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。
- ※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せずに確認を行います。

検 査 頻 度 給 水 栓 浄 水 2 (低区)

表－2

区 分	項目 No.	項 目	基準値	過去3年 最高値 ※1	令和7年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等
			(mg/l)			
健康に 関する項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基02 大腸菌	検出されないこと	不検出	12	
	無機物質・ 重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	安全性を確認するため ※2
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため ※2
		基08 六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	1	
		基09 亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	1	安全性を確認するため
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4	
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.09	1	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08	1	
		基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	安全性を確認するため ※2
		基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	水源の特性より
	一般有機 化学物質	基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	1	
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	安全性を確認するため ※2
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	水源の特性より
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	
		基21 塩素酸	0.6以下	0.14	4	水源の特性より
	消毒 副生成物	基22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4	
		基23 クロロホルム	0.06以下	0.017	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基24 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003	4	
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため ※3
		基26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4	
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	0.028	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.007	4	
		基29 プロモジクロロメタン	0.03以下	0.008	4	
		基30 プロモホルム	0.09以下	<0.001	4	
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	
		基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため ※2
	色	基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.08	4	
		基34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	1	性状を確認するため
	味覚	基35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	
		基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	8.8	1	安全性を確認するため ※2
	色	基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	1	
		基38 塩化物イオン	200以下	15.1	12	性状を確認するため
	味覚	基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	38	1	
		基40 蒸発残留物	500以下	72	1	省略不可項目(基本1回/月)
	発泡	基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	
		基42 ジェオスミン	0.00001以下	0.000003	6	発生時期(6～9月)に1回/月と 12月と3月に行います
	におい	基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000002	6	
		基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4	安全性を確認するため ※3
	におい	基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	1	
	基礎的性状	基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.0	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基47 pH値	5.8～8.6	7.84	12	
		基48 味	異常でない	異常なし	12	
		基49 臭気	異常でない	異常なし	12	
		基50 色度	5度以下	<1	12	
		基51 濁度	2度以下	<0.1	12	

※ 1 令和4年度から令和6年度までの検査結果の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せずに行います。

検 査 頻 度 給 水 栓 浄 水 3 （正福寺系）

表－3

区 分	項目 No.	項 目	基準値	過去3年 最高値 ※1	令和7年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等
			(mg/l)			
健康に 関する項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基02 大腸菌	検出されないこと	不検出	12	
	無機物質・ 重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	4	安全性を確認するため
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4	
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため ※3
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため
		基08 六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	4	
		基09 亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	4	安全性を確認するため ※3
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4	
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.16	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09	4	安全性を確認するため
		基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	4	水源の特性より
		基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4	安全性を確認するため
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4	
	一般有機 化学物質	基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.0002	4	水源の特性より
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	4	安全性を確認するため
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4	
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4	水源の特性より
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため
		基21 塩素酸	0.6以下	0.14	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
	消毒 副生成物	基22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4	
		基23 クロロホルム	0.06以下	0.014	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基24 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003	4	
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため ※3
		基26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4	
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	0.023	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.007	4	
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.007	4	
		基30 ブロモホルム	0.09以下	<0.001	4	
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	
		基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01	4	安全性を確認するため
	色	基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.08	4	
		基34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	4	性状を確認するため
	味覚	基35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4	
		基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	9.1	4	安全性を確認するため
	色	基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4	
		基38 塩化物イオン	200以下	15.1	12	性状を確認するため
	味覚	基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	40	4	
		基40 蒸発残留物	500以下	68	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	発泡	基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4	
		基42 ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	6	安全性を確認するため
	におい	基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000002	6	
		基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4	発生時期(6～9月)に1回/月と 12月と3月に行います
	発泡	基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4	
		基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.9	12	安全性を確認するため ※3
	基礎的性状	基47 pH値	5.8～8.6	7.83	12	
		基48 味	異常でない	異常なし	12	
		基49 臭気	異常でない	異常なし	12	
		基50 色度	5度以下	1	12	
		基51 濁度	2度以下	<0.1	12	

※ 1 令和4年度から令和6年度までの検査結果の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せず1に確認を行います。

検 査 頻 度 給 水 栓 浄 水 4 （菩提寺系）

表－4

区 分	項目 No.	項 目	基準値	過去3年 最高値 ※1	令和7年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等
			(mg/l)			
健康に 関する項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基02 大腸菌	検出されないこと	不検出	12	
	無機物質・ 重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	4	安全性を確認するため
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4	
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため ※3
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため
		基08 六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	4	
		基09 亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	4	安全性を確認するため ※3
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4	
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.16	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09	4	安全性を確認するため
		基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	4	水源の特性より
	一般有機 化学物質	基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4	安全性を確認するため
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4	
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	4	水源の特性より
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	4	
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4	
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	4	水源の特性より
		基21 塩素酸	0.6以下	0.14	4	
	消毒 副生成物	基22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4	水源の特性より
		基23 クロロホルム	0.06以下	0.016	4	
		基24 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004	4	
		基26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため ※3
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	0.027	4	
		基28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.007	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008	4	
		基30 ブロモホルム	0.09以下	<0.001	4	
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	
		基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4	
水道水が有すべき 性状に関する項目	色	基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.08	4	安全性を確認するため (基本1回/3ヶ月)
		基34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	4	性状を確認するため
		基35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4	安全性を確認するため
		基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	9	4	
	味覚	基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4	性状を確認するため
	色	基38 塩化物イオン	200以下	15	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	39	4	
	味覚	基40 蒸発残留物	500以下	75	4	(基本1回/3ヶ月)
		基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4	安全性を確認するため
	発泡 におい	基42 ジェオスミン	0.00001以下	0.000003	6	発生時期(6～9月)に1回/月と 12月と3月に行います
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000002	6	
	発泡 におい	基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4	安全性を確認するため ※3
		基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4	
	味覚	基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.9	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基47 pH値	5.8～8.6	7.83	12	
		基48 味	異常でない	異常なし	12	
		基49 臭気	異常でない	異常なし	12	
		基50 色度	5度以下	<1	12	
		基51 濁度	2度以下	<0.1	12	

※ 1 令和4年度から令和6年度までの検査結果の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せず1に確認を行います。

検 査 頻 度 給 水 栓 浄 水 5 (高区)

表－5

区 分	項目 No.	項 目	基準値	過去3年 最高値 ※1	令和7年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等
			(mg/l)			
健康に 関する項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基02 大腸菌	検出されないこと	不検出	12	
	無機物質・ 重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	4	安全性を確認するため
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4	
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため ※3
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため
		基08 六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	4	
		基09 亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	4	安全性を確認するため ※3
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4	
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.15	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09	4	安全性を確認するため
		基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	4	水源の特性より
		基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4	安全性を確認するため
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4	
	一般有機 化学物質	基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	4	水源の特性より
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	4	安全性を確認するため
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4	
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4	水源の特性より
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため
		基21 塩素酸	0.6以下	0.15	4	水源の特性より
	消毒 副生成物	基22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基23 クロロホルム	0.06以下	0.017	4	
		基24 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004	4	
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004	4	
		基26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4	
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	0.028	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため ※3
		基28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.008	4	
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008	4	
		基30 ブロモホルム	0.09以下	<0.001	4	
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	
		基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4	
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.08	4	
		基34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	4	
		基35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4	安全性を確認するため
		基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	8.8	4	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4	性状を確認するため
		基38 塩化物イオン	200以下	14.5	12	
	味覚	基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	40	4	省略不可項目(基本1回/月)
		基40 蒸発残留物	500以下	73	4	
	におい	基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4	(基本1回/3ヶ月)
		基42 ジェオスミン	0.00001以下	0.000009	6	
	発泡	基43 2-メチルインボルネオール	0.00001以下	0.000002	6	発生時期(6～9月)に1回/月と12月と3月に行います
		基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4	
	におい	基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4	安全性を確認するため ※3
		基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.9	12	
	基礎的性状	基47 pH値	5.8～8.6	7.83	12	性状を確認するため
		基48 味	異常でない	異常なし	12	
		基49 臭気	異常でない	異常なし	12	
		基50 色度	5度以下	<1	12	
		基51 濁度	2度以下	<0.1	12	

※ 1 令和4年度から令和6年度までの検査結果の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せず1に確認を行います。

検 査 頻 度 給 水 栓 浄 水 6 (中区)

表－6

区 分	項目 No.	項 目	基準値	過去3年 最高値 ※1	令和7年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等
			(mg/l)			
健康に 関する項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基02 大腸菌	検出されないこと	不検出	12	
	無機物質・ 重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	4	安全性を確認するため
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4	
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため ※3
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため
		基08 六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	4	
		基09 亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	4	安全性を確認するため ※3
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4	
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.16	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09	4	安全性を確認するため
		基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	4	水源の特性より
		基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4	安全性を確認するため
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4	
	一般有機 化学物質	基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	4	水源の特性より
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	4	安全性を確認するため
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4	
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4	水源の特性より
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため
		基21 塩素酸	0.6以下	0.13	4	水源の特性より
	消毒 副生成物	基22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基23 クロロホルム	0.06以下	0.017	4	
		基24 ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	4	
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004	4	
		基26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため ※3
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	0.028	4	
		基28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.007	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008	4	
		基30 ブロモホルム	0.09以下	<0.001	4	
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	
水道水が有すべき 性状に関する項目	色	基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4	安全性を確認するため
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.08	4	(基本1回/3ヶ月)
		基34 鉄及びその化合物	0.3以下	0.03	4	性状を確認するため
		基35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4	安全性を確認するため
	味覚	基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	8.9	4	性状を確認するため
	色	基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4	
	味覚	基38 塩化物イオン	200以下	15	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	39	4	(基本1回/3ヶ月)
		基40 蒸発残留物	500以下	74	4	(基本1回/3ヶ月)
		基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4	安全性を確認するため
	におい	基42 ジェオスミン	0.00001以下	0.000003	6	発生時期(6～9月)に1回/月と 12月と3月に行います
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000002	6	
	発泡	基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4	安全性を確認するため ※3
	におい	基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4	性状を確認するため
		基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.9	12	省略不可項目(基本1回/月)
	基礎的性状	基47 pH値	5.8～8.6	7.81	12	
		基48 味	異常でない	異常なし	12	
		基49 臭気	異常でない	異常なし	12	
		基50 色度	5度以下	<1	12	
		基51 濁度	2度以下	<0.1	12	

※ 1 令和4年度から令和6年度までの検査結果の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せず1に確認を行います。

検 査 頻 度 浄 水 場 浄 水 （妙感寺）

表－7

区 分	項目 No.	項 目	基準値	過去3年 最高値 ※1	令和7年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等
			(mg/l)			
健康に 関する 項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基02 大腸菌	検出されないこと	不検出	12	
	無機物質・ 重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	安全性を確認するため ※2
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため ※2
		基08 六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	1	
		基09 亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	1	安全性を確認するため
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4	
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.59	1	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.39	4	
		基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	安全性を確認するため ※2
		基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	
	一般有機 化学物質	基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	1	
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	
	消毒 副生成物	基21 塩素酸	0.6以下	0.16	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
		基22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4	
		基23 クロロホルム	0.06以下	0.005	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基24 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.005	4	
		基25 ジブromクロロメタン	0.1以下	<0.001	4	基準値強化のため
		基26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4	
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	0.007	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.004	4	
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.002	4	基準値強化のため
		基30 ブロモホルム	0.09以下	<0.001	4	
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	
水道水が有すべき 性状に関する項目	色	基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.05	4	安全性を確認するため ※2
		基34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	4	
		基35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	浄水処理の確認のため
		基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	8.5	1	
		基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4	性状を確認するため
	味覚	基38 塩化物イオン	200以下	8.3	12	
		基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	28	1	省略不可項目(基本1回/月)
	色	基40 蒸発残留物	500以下	84	4	
		基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	性状を確認するため
	味覚	基42 ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	4	
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	4	発生時期に1回/月で行います
	発泡	基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4	
		基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	1	安全性を確認するため ※3
	におい	基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.8	12	
		基47 pH値	5.8～8.6	7.69	12	性状を確認するため
	基礎的性状	基48 味	異常でない	異常なし	12	
		基49 臭気	異常でない	異常なし	12	
		基50 色度	5度以下	<1	12	
		基51 濁度	2度以下	<0.1	12	

※ 1 令和4年度から令和6年度までの検査結果の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せずに確認を行います。

検 査 頻 度 浄 水 場 浄 水 （東河原）

表－8

区 分	項目 No.	項 目	基準値	過去3年 最高値 ※1	令和7年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等
			(mg/l)			
健康に関する項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基02 大腸菌	検出されないこと	不検出	12	
	無機物質 、 重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	安全性を確認するため ※2
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため ※3
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため ※2
		基08 六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	1	安全性を確認するため ※2
		基09 亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	1	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため ※2
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.02	1	安全性を確認するため
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.27	4	安全性を確認するため
		基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	
	一般有機 化学物質	基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	安全性を確認するため ※2
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.002	4	安全性を確認するため
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	安全性を確認するため ※2
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	0.002	4	安全性を確認するため ※2
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	
	消毒 副生成物	基21 塩素酸	0.6以下	0.47	12	次亜塩素酸ナトリウムを使用しており、過去データ が水質基準値の1/2を超えているため監視強化
		基22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4	
		基23 クロロホルム	0.06以下	<0.001	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基24 ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	4	
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.002	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため ※3
		基26 臭素酸	0.01以下	0.002	4	
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	0.004	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基28 トリクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	4	
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.002	4	
		基30 ブロモホルム	0.09以下	<0.001	4	
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため ※2
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.04	4	PACを使用しているため
		基34 鉄及びその化合物	0.3以下	0.08	4	浄水処理の確認のため
		基35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため ※2
		基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	21	1	安全性を確認するため
	味覚	基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	0.014	4	浄水処理の確認のため
		基38 塩化物イオン	200以下	16.4	12	省略不可項目(基本1回/月)
	味覚	基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	35	1	性状を確認するため
		基40 蒸発残留物	500以下	155	4	
	発泡	基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	安全性を確認するため ※2
		基42 ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	1	発生時期に1回/月で行います
	発泡	基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1	
		基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4	安全性を確認するため ※3
	味覚	基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	1	性状を確認するため
		基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.5	12	省略不可項目(基本1回/月)
基礎的性状		基47 pH値	5.8～8.6	7.78	12	
		基48 味	異常でない	異常なし	12	
		基49 臭気	異常でない	異常なし	12	
		基50 色度	5度以下	2	12	
		基51 濁度	2度以下	0.1	12	

※ 1 令和4年度から令和6年度までの検査結果の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せずに確認を行います。

検 査 頻 度 浄 水 場 原 水 （妙感寺）

表－9

区 分		項目 No.	項 目	基準値 ※1	過去3年 最高値 ※2	令和7年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等	
				(mg/l)				
健康に 関する項目	病原微生物	基01	一般細菌	100個/ml以下	470	1	性状を確認するため	
		基02	大腸菌	検出されないこと	検出	1	性状を確認するため	
	無機物質・ 重金属	基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	性状を確認するため	
		基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1		
		基05	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1		
		基06	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1		
		基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001	1		
		基08	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	1	性状を確認するため	
		基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	1		
		基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	性状を確認するため	
		基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.58	1	性状を確認するため	
		基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.42	4		
	一般有機 化学物質	基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	性状を確認するため	
		基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1		
		基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1		
		基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	1		
		基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1		
		基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	消毒を行ったときに生成するもので原水では 検査は行いません	
		基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1		
		基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	1		
		消毒 副生成物	基21	塩素酸	0.6以下	—		—
			基22	クロロ酢酸	0.02以下	—		—
	基23		クロロホルム	0.06以下	—	—		
	基24		ジクロロ酢酸	0.03以下	—	—		
	基25		ジブromクロロメタン	0.1以下	—	—		
	基26		臭素酸	0.01以下	—	—		
	基27		総トリハロメタン	0.1以下	—	—		
	基28		トリクロロ酢酸	0.03以下	—	—		
	基29		ブromジクロロメタン	0.03以下	—	—		
	基30		ブromホルム	0.09以下	—	—		
	基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—	—	水道水が有すべき 性状に関する項目		
	色	基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01		1	性状を確認するため
		基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.18		4	
		基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.40		4	
		基35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01		1	
	味覚	基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.6		1	性状を確認するため
色	基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.038	4			
味覚	基38	塩化物イオン	200以下	3.8	1		性状を確認するため	
	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	30	4			
基40	蒸発残留物	500以下	86	4	発生時期に1回/月で行います			
発泡	基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02		1		
	基42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001		4		
発泡	基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001		4		
	基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005		1	性状を確認するため	
におい	基45	フェノール類	0.005以下	<0.0005		1		
味覚	基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.2		1	性状を確認するため	
基礎的性状	基47	pH値	5.8～8.6	7.87		4		
	基48	味	異常でない	—		—		
	基49	臭気	異常でない	藻臭		4		
	基50	色度	5度以下	9	4			
	基51	濁度	2度以下	3.7	4			

※ 1 原水には水質基準は適用されませんが参考で掲載します。

※ 2 令和4年度から令和6年度までの検査結果の最高値、『＜』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

検 査 頻 度 浄 水 場 原 水（東河原 1号井戸）

表－10

区 分		項目 No.	項 目	基準値	過去3年 最高値 ※2	令和7年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等		
				(mg/l)					
健康に 関する 項目	病原微生物	基01	一般細菌	100個/ml以下	17	1	性状を確認するため		
		基02	大腸菌	検出されないこと	不検出	1	性状を確認するため		
	無機物質・ 重金属	基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	性状を確認するため		
		基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1			
		基05	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1			
		基06	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため		
		基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.007	4			
		基08	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	1	性状を確認するため		
		基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004	1	性状を確認するため		
		基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	性状を確認するため		
		基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	<0.02	1	性状を確認するため		
		基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.27	4			
		基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	性状を確認するため		
	基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	1号（1）			
	基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1号（1）		1号井戸は1回/年の検査を行います		
	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.002	4		安全性を確認するため		
	基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1		性状を確認するため		
	基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1				
	基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4		安全性を確認するため		
	基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	1		性状を確認するため		
	消毒 副生成物	基21	塩素酸	0.6以下	—	—	消毒を行ったときに生成するもので原水では 検査は行いません		
		基22	クロロ酢酸	0.02以下	—	—			
		基23	クロロホルム	0.06以下	—	—			
		基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—	—			
		基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	—	—			
		基26	臭素酸	0.01以下	—	—			
		基27	総トリハロメタン	0.1以下	—	—			
		基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—	—			
		基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	—	—			
		基30	ブロモホルム	0.09以下	—	—			
		基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—	—		性状を確認するため	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01	4	性状を確認するため				
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	3.4	4	性状を確認するため				
基35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	性状を確認するため				
水道水が有すべき 性状に 関する 項目	味覚	基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	20	1	性状を確認するため		
	色	基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.56	4	性状を確認するため		
	味覚	基38	塩化物イオン	200以下	10.8	1	性状を確認するため		
		基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	35	4			
	発泡	基40	蒸発残留物	500以下	160	4			
		基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1			
	におい	基42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	1			
		基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1			
	発泡	基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	1			
		基45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	1			
	基礎的性状	味覚	基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	<0.3		1	原水では検査は行いません(官能法不可)
		基47	pH値	5.8～8.6	7.48	4			
		味	基48	味	異常でない	—	—		
		臭気	基49	臭気	異常でない	硫化水素臭	4		
		色度	基50	色度	5度以下	11	4	性状を確認するため	
		濁度	基51	濁度	2度以下	0.6	4		

※ 1 原水には水質基準は適用されませんが参考で掲載します。
 ※ 2 令和4年度から令和6年度までの検査結果の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

検 査 頻 度 浄 水 場 原 水（東河原 2号井戸）

表－11

区 分		項目 No.	項 目	基準値	過去2年 最高値 ※2	令和7年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等	
				(mg/l)				
健康に 関する 項目	病原微生物	基01	一般細菌	100個/ml以下	4	1	性状を確認するため	
		基02	大腸菌	検出されないこと	不検出	1	性状を確認するため	
	無機物質・ 重金属	基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	性状を確認するため	
		基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1		
		基05	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1		
		基06	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため	
		基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.007	4		
		基08	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	1		
		基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	1	性状を確認するため	
		基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	性状を確認するため	
		基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	<0.02	1	性状を確認するため	
		基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.27	4	性状を確認するため	
		基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	性状を確認するため	
		一般有機 化学物質	基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	2号（1） 2号井戸は1回/年の検査を行います
	基15		1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	2号（1）		
	基16		シス-1,2-ジクロロエチレン及び	0.04以下	0.013	4	安全性を確認するため	
	基17		ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	性状を確認するため	
	基18		テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため	
	基19		トリクロロエチレン	0.01以下	0.010	4	性状を確認するため	
	消毒 副生成物	基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	消毒を行ったときに生成するもので原水では 検査は行いません	
		基21	塩素酸	0.6以下	—	—		
		基22	クロロ酢酸	0.02以下	—	—		
		基23	クロロホルム	0.06以下	—	—		
		基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—	—		
		基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	—	—		
		基26	臭素酸	0.01以下	—	—		
		基27	総トリハロメタン	0.1以下	—	—		
		基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—	—		
		基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	—	—		
		基30	ブロモホルム	0.09以下	—	—		
		基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—	—		
		水道水が 有する べき 性状に 関する 項目	色	基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下		0.02
	基33			アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.01	4	性状を確認するため
	基34			鉄及びその化合物	0.3以下	5.2	4	性状を確認するため
	味覚 色		基35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	性状を確認するため
基36			ナトリウム及びその化合物	200以下	17	1	性状を確認するため	
味覚	基37		マンガン及びその化合物	0.05以下	0.64	4	性状を確認するため	
	基38		塩化物イオン	200以下	8.3	1	性状を確認するため	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300以下	38	4			
基40	蒸発残留物		500以下	149	4			
発泡 におい	基41		陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1		
	基42		ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	1		
発泡 におい	基43		2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1		
	基44		非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	1		
味覚	基45		フェノール類	0.005以下	<0.0005	1		
	基46		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	<0.3	1		
	基47		pH値	5.8～8.6	7.43	4		原水では検査は行いません(官能法不可)
	基48	味	異常でない	—	—			
	基49	臭気	異常でない	硫化水素臭	4			
基礎的性状	基50	色度	5度以下	9	4	性状を確認するため		
	基51	濁度	2度以下	0.9	4			

※ 1 原水には水質基準は適用されませんが参考で掲載します。
 ※ 2 令和4年度から令和6年度の検査結果の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

水 質 管 理 目 標 設 定 項 目

表－12

区分	項目	項目	目標値	令和7年度実施予定 検査頻度(回/年)					設定理由等
				原水		浄水		給水 栓 ※5	
			(mg/l)	妙 感 寺	東 河 原 ※6	妙 感 寺	東 河 原		
金属類	目01	アンチモン及びその化合物	0.02以下	2	2	2	2	12	性状の確認のため
	目02	ウラン及びその化合物	0.002以下(暫定) ※1	2	2	2	2	12	
	目03	ニッケル及びその化合物	0.02以下	2	2	2	2	12	
有機物	目05	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	2	2	2	2	12	
	目08	トルエン	0.4以下	2	2	2	2	12	
	目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	2	2	2	2	12	
消毒剤 消毒副生物	目10	亜塩素酸	0.6以下	—	—	—	—	—	次亜塩消毒では発生しないため省略 します
	目12	二酸化塩素	0.6以下	—	—	—	—	—	
	目13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定) ※1	—	—	2	2	12	性状の確認のため
	目14	抱水クロラール	0.02以下(暫定) ※1	—	—	2	2	12	
農業類	目15	農業類 ※2	検出値と目標値の比の和と して、1以下 ※3	—	—	1	1	—	農業使用時期に検査します(浄水の み)
消毒剤	目16	残留塩素	1以下	—	—	2	2	12	おいしい水の要件のため2回/年で行 います
無機物	目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※4	10～100	2	2	2	2	12	
	目18	マンガン及びその化合物 ※4	0.01以下	2	2	2	2	12	
	目19	遊離炭素	20以下	2	2	2	2	12	
有機物	目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	2	2	2	2	12	性状の確認のため
	目21	メチルtert-ブチルエーテル	0.02以下	2	2	2	2	12	
味	目22	有機物等(KMnO4消費量) ※4	3以下	2	2	2	2	12	
臭気	目23	臭気強度(TON)	3TON以下	2	2	2	2	12	
味	目24	蒸発残留物 ※4	30～200	2	2	2	2	12	
性状	目25	濁度 ※4	1度以下	2	2	2	2	12	性状の確認のため
腐食	目26	pH値 ※4	7.5程度	2	2	2	2	12	
	目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	2	2	2	2	12	
細菌	目28	従属栄養細菌	2000個/ml以下(暫定) ※1	2	2	2	2	12	
有機物	目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	2	2	2	2	12	
	目30	アルミニウム及びその化合物 ※4	0.1以下	2	2	2	2	12	
金属類	目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタネン酸	0.00005mg/l(暫定) ※1	—	—	1	1	6	

- ※ 1 (暫定)は目標値が暫定的なものです。
 ※ 2 農業類は、115種類の農業について9月に検査を行います。(表－10)
 ※ 3 各農業の検出値と目標値との比の総和で、単位はありません。
 ※ 4 水道基準項目と重複している項目でさらに高い水道水の目標値が設定されています。
 ※ 5 検査地点は、朝国系・菩提寺系・正福寺系・高区・中区・低区給水栓の6箇所です。
 ※ 6 No.1、2号井戸で検査します

毎 日 検 査 項 目

表－13

項目 No.	水質基準項目	基準項目	令和7年度実施予定 検査頻度(回/年)	
			給水栓	浄水場
			365	365
毎01	色	異常でないこと	365	365
毎02	濁り	異常でないこと	365	365
毎03	遊離残留塩素	0.1mg/l 以上	365	365

そ の 他 の 項 目 (妙感寺浄水場 東河原浄水場)

表－14

項目 No.	項 目	令和7年度実施予定 検査頻度(回/年)						設定理由
		妙感寺浄水場				東河原浄水場		
		砂防ダム	取水口	沈澱池流出口	浄水場水栓	取水	浄水場水栓	
他01	クリプトスポリジウム	－	4	－	2	1 ※2	－	クリプトスポリジウム対策指針より
他02	ジアルジア	－	4	－	2	1 ※2	－	クリプトスポリジウム対策指針より
他03	指標菌(大腸菌)	－	12	－	－	4 ※2	－	クリプトスポリジウム対策指針より
他04	指標菌(嫌気性芽胞菌)	－	12	－	－	4 ※2	－	クリプトスポリジウム対策指針より
他05	クロロフィルa	4 ※1	4 ※1	4 ※1	－	－	－	藻類の発生状況確認のため
他06	フェオフィチン	4 ※1	4 ※1	4 ※1	－	－	－	藻類の発生状況確認のため
他07	生物	－	52	52	－	－	－	藻類の発生状況確認のため
他08	アンモニア性窒素	－	－	－	－	4 ※2	－	浄水処理の障害物質のため
他09	溶性ケイ酸	－	－	－	－	4 ※2	4	浄水処理の障害物質のため

- ※1 藻類が多く発生する時期(6～9月)に検査します
 ※2 No.1、2号井戸で検査します

水質管理目標設定項目(No.15 農薬類)

表-15

番号 ※1	項 目	用途	目標値 (mg/L)	検 査 方 法
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	殺虫剤	0.05	HS-GC-MS法
2	2-2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08	LC-MS法
3	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.02	LC-MS法
4	EPN	殺虫剤	0.004	LC-MS法
5	MCPA	除草剤	0.005	LC-MS法
6	アシュラム	除草剤	0.9	LC-MS法
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	LC-MS法
8	アトラジン	除草剤	0.01	LC-MS法
9	アニロホス	除草剤	0.003	LC-MS法
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	LC-MS法
11	アラクロール	除草剤	0.03	LC-MS法
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	LC-MS法
13	イソフェホス	殺菌剤	0.001	LC-MS法
14	イソプロカルブ(MICP)	殺虫剤	0.01	LC-MS法
15	イソプロチオラン(IPT)	殺菌剤・殺虫剤 植物成長調整剤	0.3	LC-MS法
16	イブフェンカルバゾン	除草剤	0.002	LC-MS法
17	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09	LC-MS法
18	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	固相抽出-LC-MS法
19	インダノファン	除草剤	0.009	LC-MS法
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03	LC-MS法
21	エトフェンブロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	固相抽出-GC-MS法
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	LC-MS法
24	オキシシン銅(有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	LC-MS法
25	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	LC-MS法
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006	LC-MS法
27	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	LC-MS法
28	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.08	LC-MS法
29	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02	LC-MS法
30	カルボフラン	代謝物	0.0003	固相抽出-LC-MS法
31	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005	LC-MS法
32	キャプタン	殺菌剤	0.3	固相抽出-GC-MS法
33	クミルロン	除草剤	0.03	LC-MS法
34	グリホサート	除草剤	2	誘導体化-固相抽出-LC-MS法
35	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02	誘導体化-固相抽出-LC-MS法
36	クロメプロップ	除草剤	0.02	LC-MS法
37	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	0.0001	固相抽出-GC-MS法
38	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	LC-MS法
39	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	LC-MS法
40	シアナジン	除草剤	0.001	LC-MS法
41	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003	LC-MS法
42	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02	LC-MS法
43	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
44	ジクロロホス(DDVP)	殺虫剤	0.008	LC-MS法
45	ジクワット	除草剤	0.01	固相抽出-LC-MS法
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	LC-MS法
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)	HS-GC-MS法
48	ジチオビル	除草剤	0.009	LC-MS法
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006	固相抽出-GC-MS法
50	シマジン(CAT)	除草剤	0.003	LC-MS法
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02	LC-MS法
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05	LC-MS法
53	シメトリン	除草剤	0.03	LC-MS法
54	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	LC-MS法
55	ダイムロン	除草剤・殺虫剤 殺菌剤	0.8	LC-MS法
56	ダゾメット、メタム(カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)	PT-GC-MS法
57	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	LC-MS法
58	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	固相抽出-LC-MS法

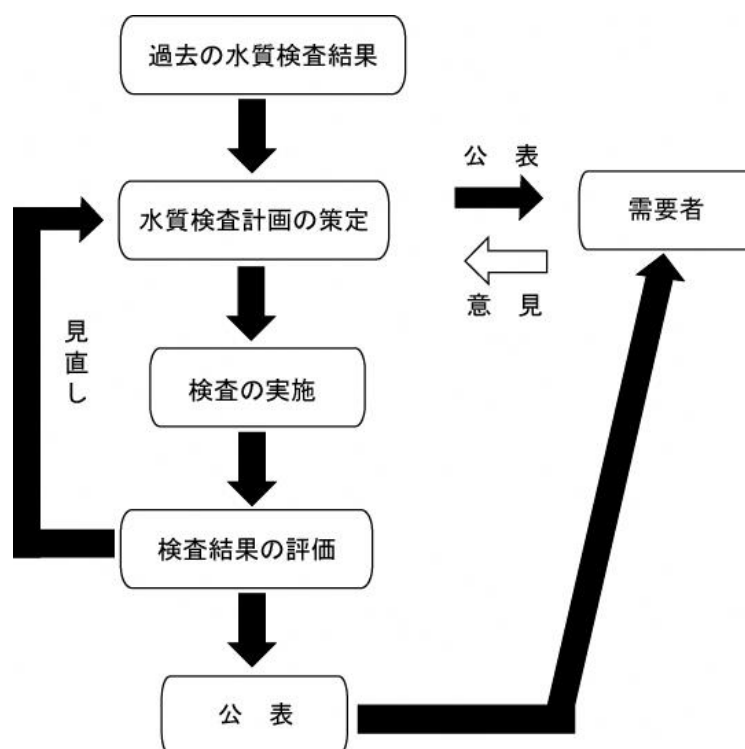
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	LC-MS法
60	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	固相抽出-HPLC法 固相抽出-LC-MS法
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02	LC-MS法
62	テフリルトリオン	除草剤	0.02	LC-MS法
63	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
64	トリクロピル	除草剤	0.006	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 固相抽出-LC-MS法
65	トリクロロホン(DEP)	殺虫剤	0.005	固相抽出-GC-MS法
66	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	固相抽出-LC-MS法
67	トリフルラリン	除草剤	0.06	固相抽出-GC-MS法
68	ナプロバミド	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
69	バラコート	除草剤	0.005	—
70	ビベロホス	除草剤	0.0009	固相抽出-GC-MS法
71	ピラクロニル	除草剤	0.01	—
72	ピラジキシフェン	除草剤	0.004	固相抽出-GC-MS法
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	LC-MS法
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	固相抽出-GC-MS法
75	ピリプチカルブ	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
76	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
77	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	固相抽出-LC-MS法
78	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
79	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
80	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	—
81	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006	固相抽出-GC-MS法 固相抽出-LC-MS法
82	フェントエート(PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	固相抽出-GC-MS法
83	フェントラザミド	除草剤	0.01	LC-MS法
84	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
85	ブタクロール	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
86	ブタミホス	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
87	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03	LC-MS法
89	フレチラクロール	除草剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09	固相抽出-GC-MS法
91	プロチオホス	殺虫剤	0.007	—
92	プロビコナゾール	殺菌剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
93	プロビザミド	除草剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
94	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03	固相抽出-LC-MS法
95	プロモプチド	殺虫剤・除草剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
96	ベノミル	殺菌剤	0.02	固相抽出-LC-MS法
97	ベンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
98	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09	LC-MS法
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	LC-MS法
100	ペンタゾン	除草剤	0.2	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 固相抽出-LC-MS法
101	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	固相抽出-GC-MS法
102	ペンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.04	固相抽出-LC-MS法
103	ペンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
104	ペンフレゼート	除草剤	0.07	固相抽出-GC-MS法
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
106	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	固相抽出-GC-MS法
107	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 固相抽出-LC-MS法
108	メソミル	殺虫剤	0.03	HPLC-ポストカラム法、 固相抽出-LC-MS法
109	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2	固相抽出-GC-MS法
110	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004	固相抽出-GC-MS法
111	メミノストロピン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	固相抽出-GC-MS法 LC-MS法
112	メトリブジン	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法 LC-MS法
113	メフェナセート	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
114	メブロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
115	モリネート	除草剤	0.005	固相抽出-GC-MS法

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、湖南省上下水道事業所上下水道課の窓口で閲覧できるほか、湖南省ホームページに掲載する。検査結果等詳しいデータは、水質年報（印刷物として上下水道課窓口で閲覧できる）を作成して公表する。

9. 水質検査計画の評価

水質基準は、水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水全てについて満たされる必要がある。したがって検査結果の評価は検査毎に行い、基準を超えている場合は直ちに原因究明を行って、基準を満たす水質を確保する。尚、水質検査計画は、この評価を踏まえ毎年見直しを行い、状況に応じて改正するものとする。



10. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施にあたっては、その精度管理と信頼性の確保が重要であることから、委託検査機関に対して、厚生労働省等が行う外部精度管理を受けた内容および検査機関独自が行う内部精度管理に関する事項について、厳正に精査する。また、毎日検査などについても、標準測定手順に基づいて検査するとともに、検査技術の向上を図り、信頼性の保証に努める。

11. 関係者との連携

水道水における水質事故発生の場合には、市総務課、危機管理・防災課、県生活衛生課、保健所、県企業庁及びその他関係機関と連携し、情報交換を図りながら、現地調査・水質検査等の対策を講じる。

この水質検査計画についてのお客様のご意見をお寄せ下さい。
お客様からのご意見は今後の水質検査計画の作成にあたり参考とさせていただきます。

お問い合わせ先及び宛先

〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市 上下水道事業所 上下水道課

TEL 0748-71-2366 (直通)

ファクシミリ 0748-72-2332

E-mail jg-sisetu@city.shiga-konan.lg.jp

